

母子保健情報連携について

令和6年6月6日
こども家庭庁 母子保健課

成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針（令和5年3月22日閣議決定）

II 成育医療等の提供に関する施策に関する基本的な事項

デジタル行政財政改革会議（第3回）

資料6
令和5年12月20日

2 成育過程にある者等に対する保健

（1）総論

- ・妊婦健康診査や乳幼児健康診査、予防接種情報等の母子保健情報については一部が電子化され、マイナポータルを通じて本人がスマートフォン等で閲覧可能なほか、転居時の引継ぎも可能となっている。「母子健康手帳、母子保健情報等に関する検討会」の議論を踏まえ、**母子保健情報のデジタル化と利活用を進め、健康管理の充実や母子保健事業の質の向上等を図る。**

4 記録の収集等に関する体制等

（1）予防接種、乳幼児健康診査、学校における健康診断に関する記録の収集、管理・活用等に関する体制、データベースその他の必要な施策

- ・個人の健康等情報を本人や家族が一元的に把握し、日常生活改善や必要に応じた受診、医療機関・学校等での正確なコミュニケーションに役立てるため、引き続き、PHR（Personal Health Record）を推進する。また、予防接種、電子処方箋、乳幼児健康診査、電子カルテ等の医療・保健情報について共有・交換できるよう、**「全国医療情報プラットフォーム」の創設に向けた取組を推進する。**そのため、**乳幼児期・学童期の健診・予防接種等の健康等情報の電子化及び標準化を推進する。**また、「母子健康手帳、母子保健情報等に関する検討会」の議論を踏まえ、母子保健情報のデジタル化と利活用を進め、健康管理の充実や母子保健事業の質の向上等を図る。（一部再掲）

2. 母子保健DXの推進

母子保健DXの推進

Step 1：住民、医療機関、自治体の間で**母子保健情報を迅速に共有・活用するための情報連携基盤※を整備**

⇒ 希望する自治体で先行実施

※ PMH: Public Medical Hub

Step 2：①PMHを活用した**情報連携を実現するための制度改正**

- マイナンバーカードを利用した電子的な対象者確認
- 対象者確認等の業務の支払基金等への委託等に係る法改正を想定。

②住民がより便利にPMHとつながるよう、**電子版母子健康手帳を原則とすることを目指し、課題と対応を整理※1**

Step 3：①PMHの導入自治体の拡大

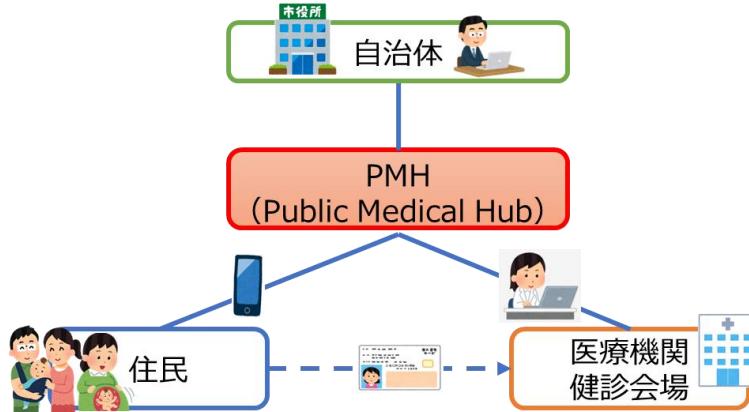
②**電子版母子健康手帳に係るガイドライン等を発出**

⇒PMH対応や母と子の情報共有等に関する考え方を提示

Step 4：PMHと電子版母子健康手帳を通じた**母子保健DXの全国展開**

（PMHの全国展開、電子版母子健康手帳の普及）

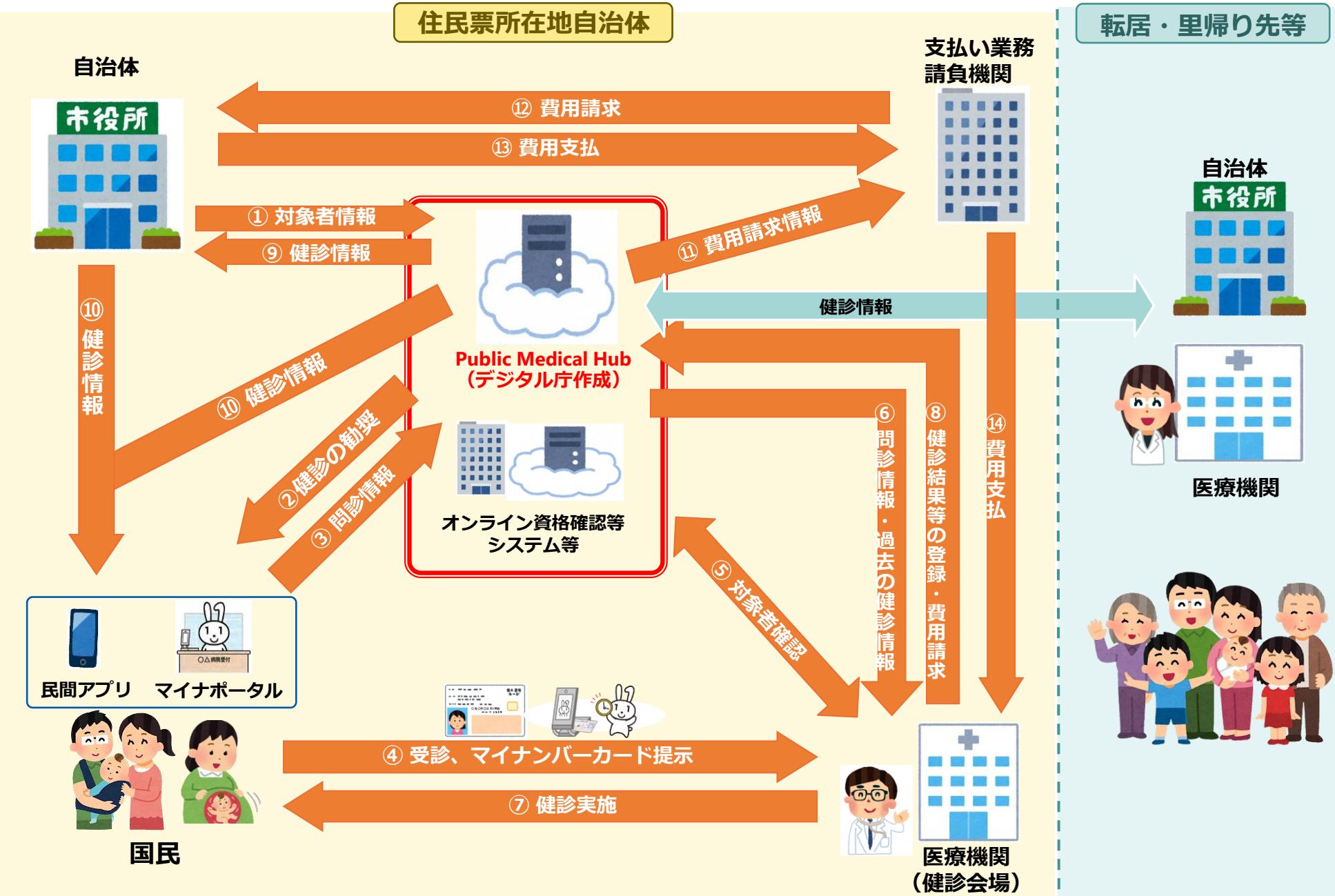
【PMHによる母子保健情報連携のイメージ】



（※1）デジタルへの対応が難しい住民等への対応についても検討

プロジェクト	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
母子保健DXの推進	情報連携基盤（PMH）の整備 【こども家庭庁、デジタル庁】	希望する自治体から先行実施 【こども家庭庁、デジタル庁】 電子版母子健康手帳に係る課題の整理	制度改正 【こども家庭庁】 ・PMH導入自治体拡大（自治体システム標準化と連動） ・必要に応じて更なるPMHの機能追加・拡充 ・電子版母子健康手帳に係るガイドライン等の発出	R 8年度～ ・母子保健DXの全国展開 ・電子版母子健康手帳の普及

母子保健DX（乳幼児・妊婦健診）のイメージ



母子保健のDX化で将来的に目指すイメージ（妊婦健診・乳幼児健診）

健診前

健診時

健診後

現状

◆ 紙の問診票に記入して、医療機関に提出

- ✓ 紙の問診票を毎回、住所や氏名などを記載する必要がある



◆ 受診時に、紙の受診券を医療機関に提出

- ✓ 毎回、住所や氏名などを記載する必要がある



◆ 健診結果は、母子健康手帳で確認

- ✓ 紙の手帳を持ち歩く必要
- ✓ マイナポータルで情報を見れるようになるまでタイムラグ

将来
(イメージ)

◆ 問診票をスマートフォンで入力可能に

- ✓ 住所や氏名などの情報は自動で入力
- ✓ 問診結果はオンラインで医師等と共有



◆ マイナンバーカード1枚で健診を受診可能に

- ✓ 紙の受診券への記載への住所や氏名などの記載が不要に
- ✓ 紙の受診券を管理・提出する手間が不要に

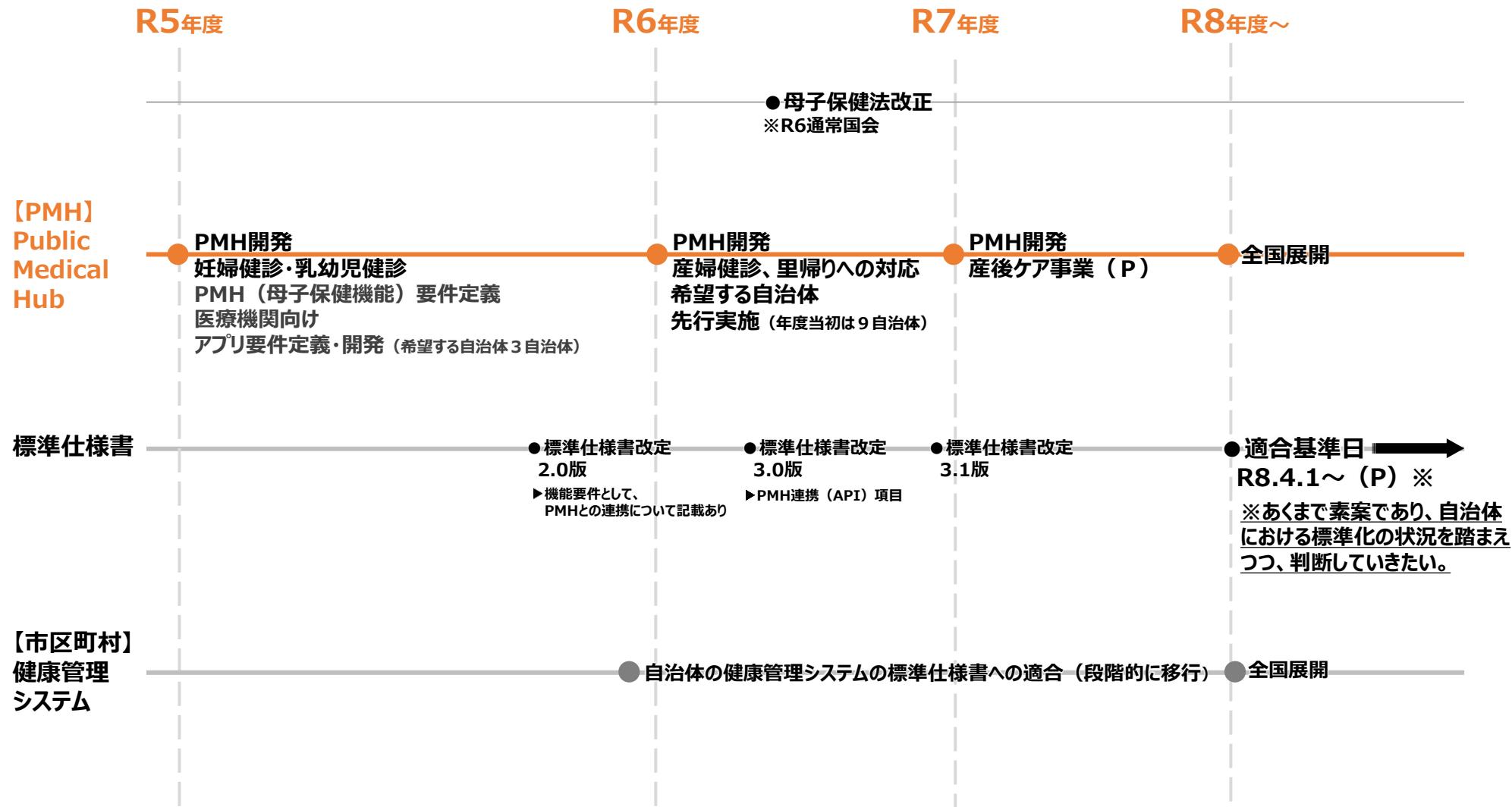


◆ 健診結果をスマートフォンでいつでも確認可能に

- ✓ 健診情報を自身の健康管理や次回の妊娠等に有効活用
- ✓ 健診結果を医師等とスムーズに共有し、より質の高い医療サービスに

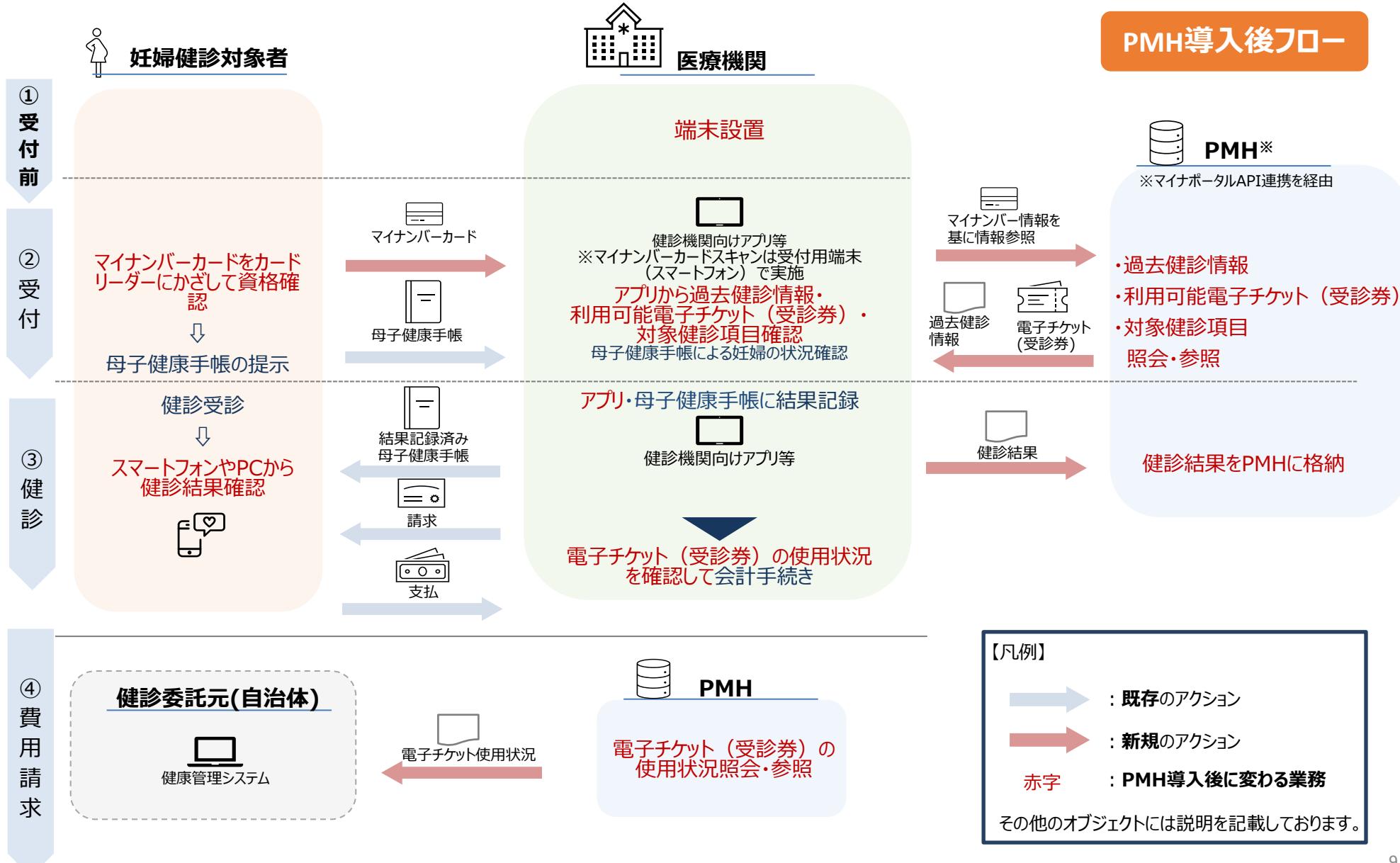


機能スコープスケジュール ※適合基準日の考え方

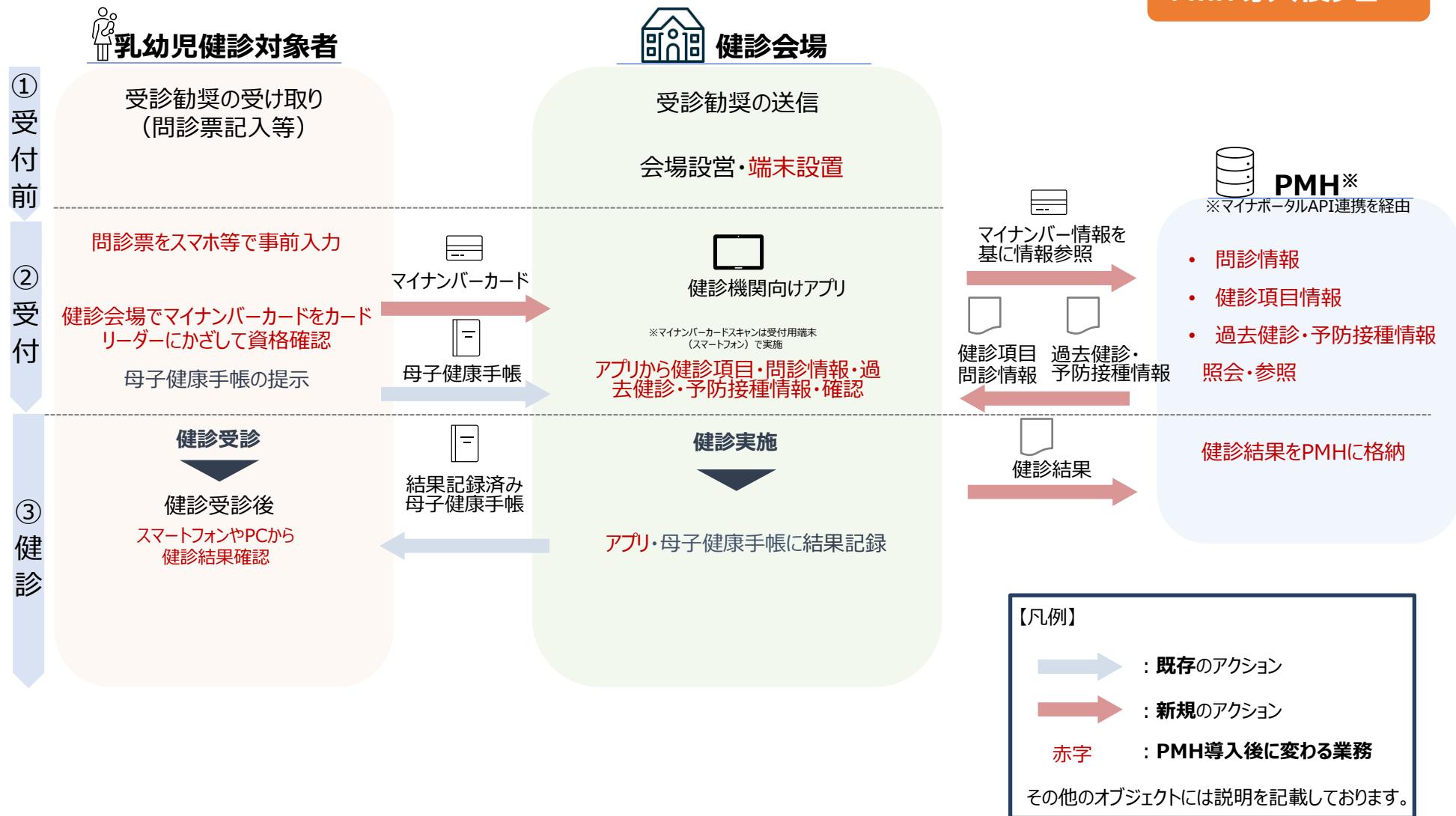


業務運用フロー

妊婦健診運用詳細フロー

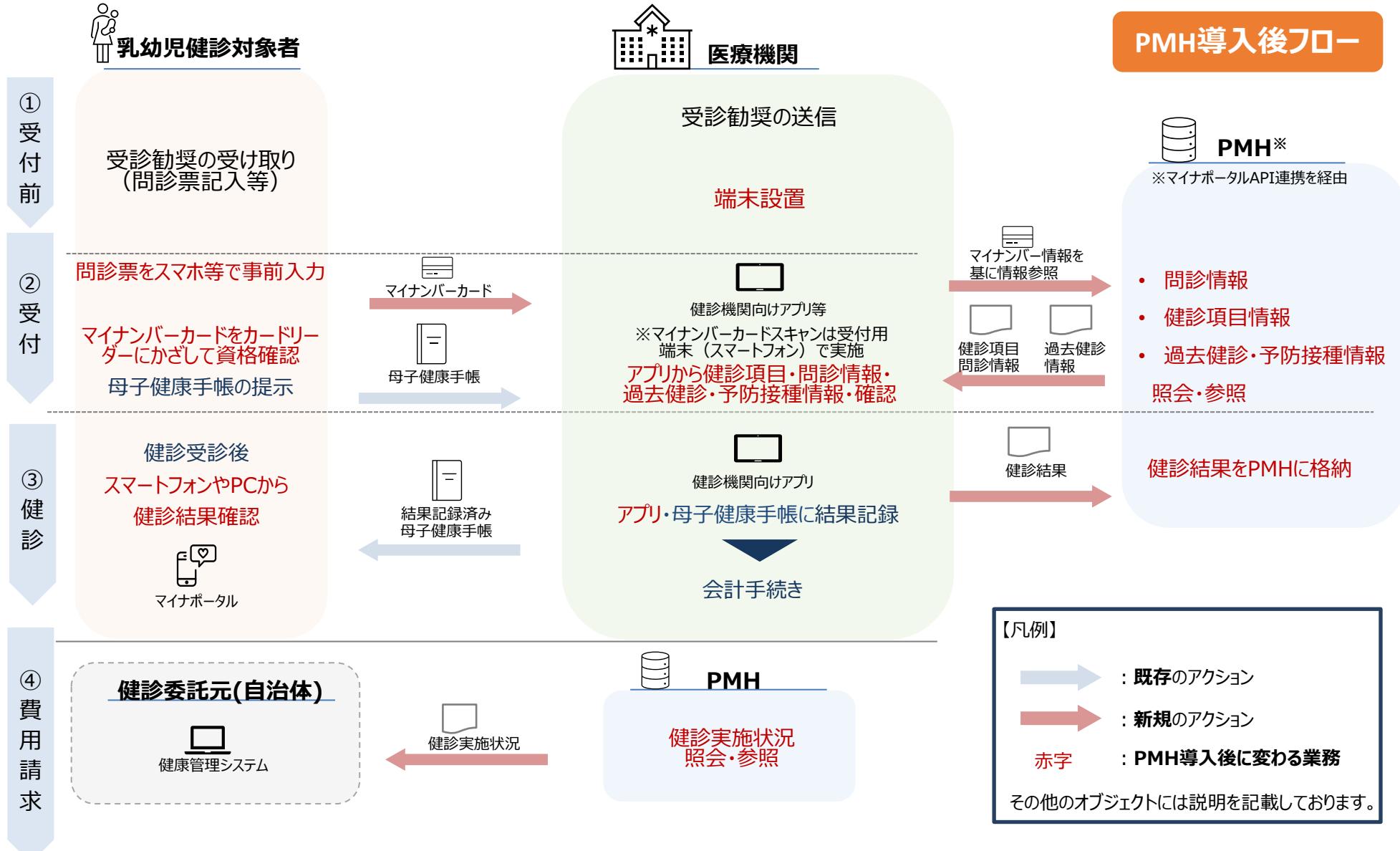


乳幼児健診運用詳細フロー（集団）



乳幼児健診運用詳細フロー（個別）

※医療機関等で実施

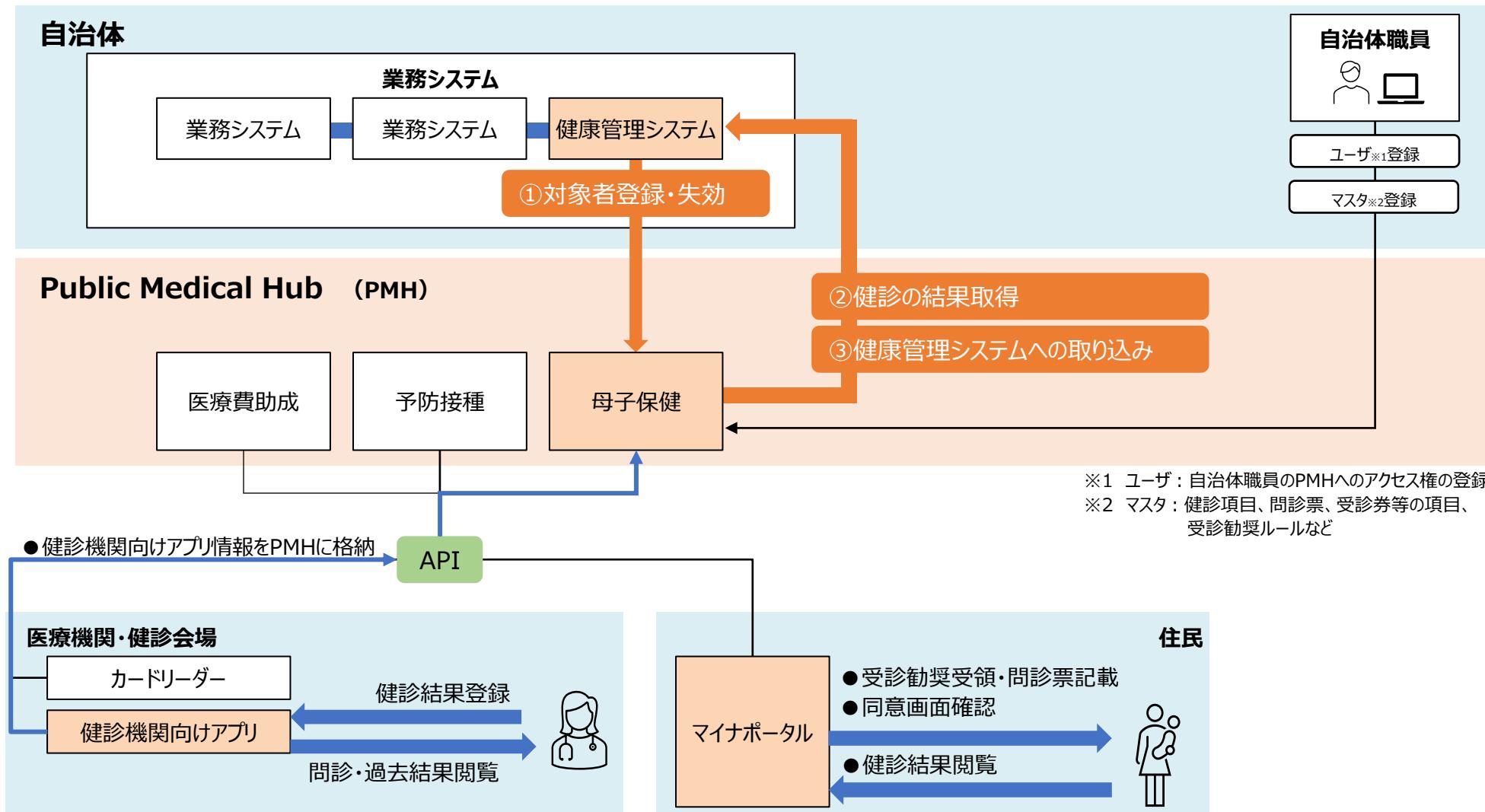


PMHと健康管理システムの連携

PMHと健康管理システムの連携について

健康管理システムとPMHは以下3点の情報連携を行います。

- ①対象者登録・失効
- ②健診の結果取得
- ③健康管理システムへの取り込み

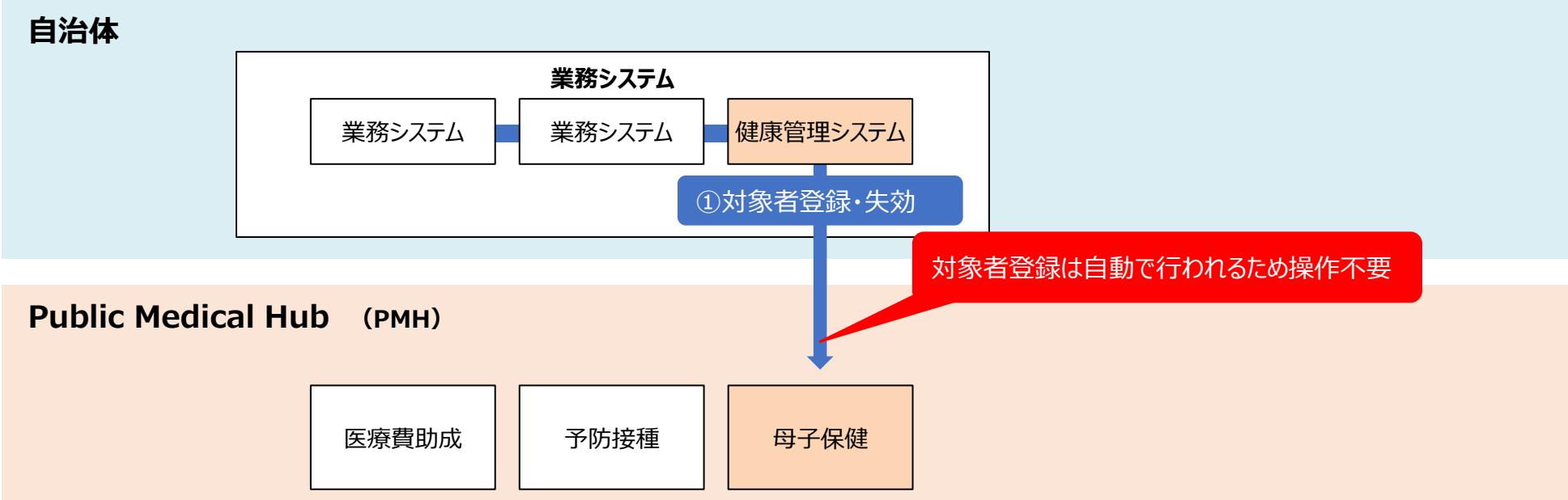


対象者登録・失効※について

①対象者登録・失効について

対象者登録は、健康管理システムからPMHへAPIによる自動連携（自治体職員による操作は不要）となります。

	乳幼児健診（集団・個別）	妊婦健診
対象者登録	■ 対象年齢（月齢）の住民	■ 妊娠届出者 ■ 他の自治体で妊娠届を提出した転入者



※ 失効：転出や死亡などの場合は対象者失効

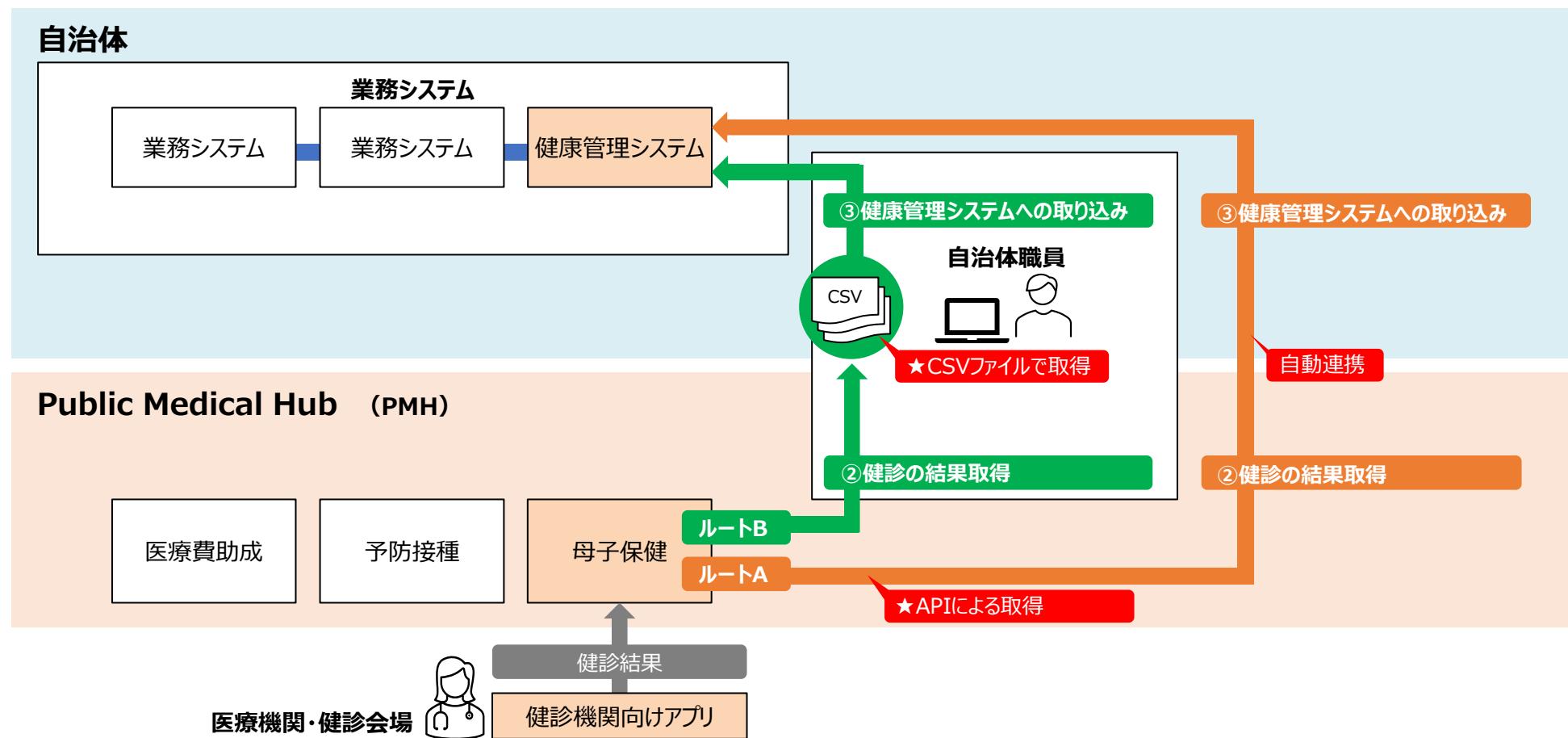
※ PMHではAPIによる自動連携以外にCSVによる手動アップロードの機能もあります。

結果取得/健康管理システムへの取り込みについて

②健診の結果取得・③健康管理システムへの取り込みについて

健診機関向けアプリからPMHに送信された健診結果を健康管理システムに取り込む手法は以下、ルートA・Bの2パターンがあります。

※なお、どの方式を標準的なものとして採用するかについては今後の検討対象となっておりますが、自治体職員の負担軽減の観点からはAPIによる自動連携が望ましいと考えております。



特殊に付番する番号・主要管理項目

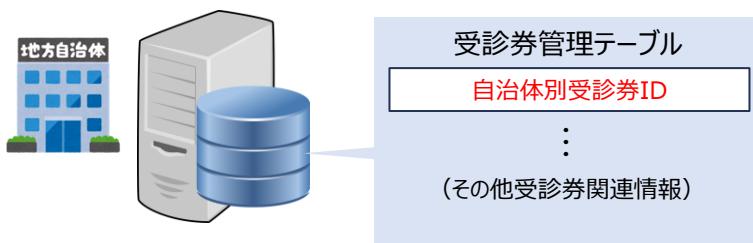
自治体別受診券IDについて

自治体側の健康管理システムで妊婦健診の受診券を管理するIDです。

現行の健康管理システムにおいて、既に自治体独自で受診券のIDを管理されている可能性があることを考慮し、既存のIDをPMHとの連携時にも利用可能としています。

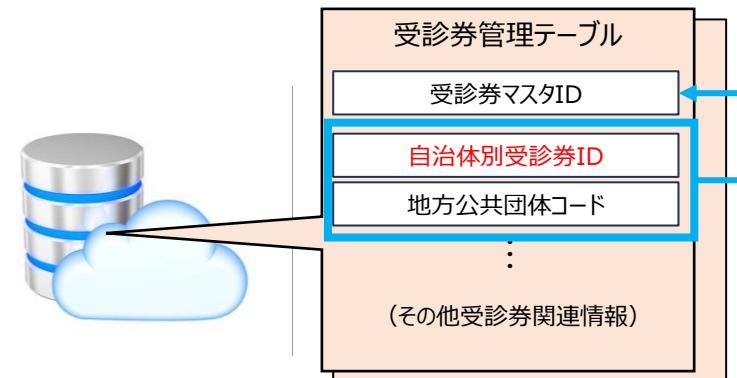
健診対象者に割り当てる受診券を特定した上でPMHに連携するため、当該IDが必要になります。

自治体 健康管理システム



自治体健康管理システム内で一意となる自治体の受診券ごとのID
※自治体の健康管理システムで既に利用しているIDでも可

Public Medical Hub (PMH)



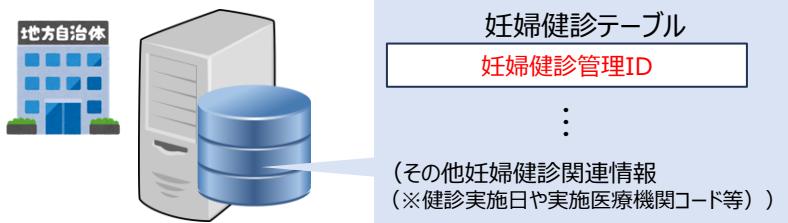
自治体別受診券ID単体では、自治体を跨ぐと重複する可能性があるため、地方公共団体コードと組み合わせてPMH内で一意となる受診券マスタIDを払い出して管理

妊婦健診管理IDについて

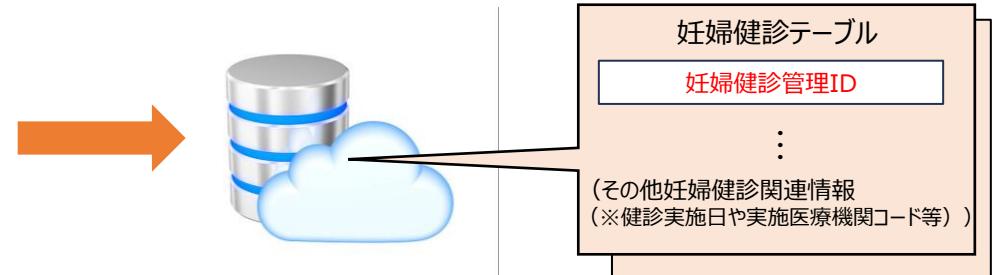
妊婦健診について、対象者の方が実際に受診した1回ごとを管理するIDです。

妊婦健診は、全市町村で14回以上助成されているため、妊婦健診の結果を医療機関側が後から追加等した場合に、当該健診が何回目であるかを自治体側が特定できるよう、当該IDを設けています。

自治体 健康管理システム



Public Medical Hub (PMH)



妊婦健診結果一回につき、同一回であると特定するためのID
(医療機関が結果を追加等した場合にもIDは同一になる)
※感染症検査等、健診当日に結果がでない項目あるため、当該項目については後日、追加等する場合がある。

自治体別乳幼児健診IDについて

自治体側の健康管理システムで乳幼児健診を管理するIDです。

現行の健康管理システムにおいて、既に自治体独自で乳幼児健診のIDを管理されている可能性があることを考慮し、既存のIDをPMHとの連携時にも利用可能としています。

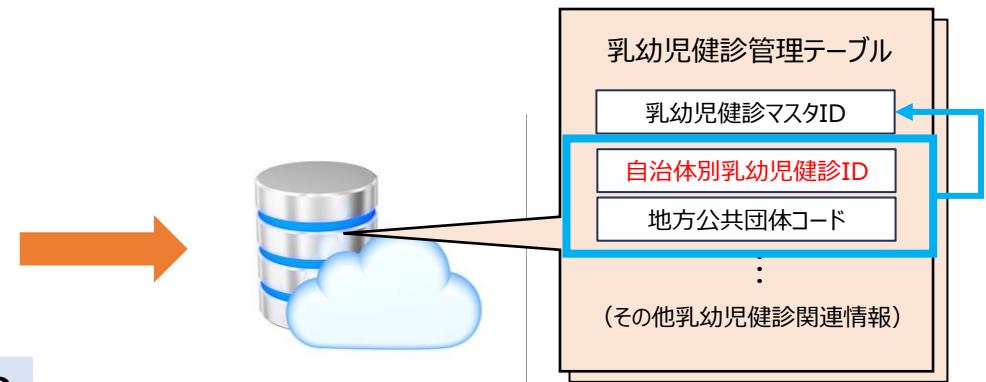
PMHへの乳幼児健診対象者登録時に当該IDが必要になります。

自治体 健康管理システム



自治体健康管理システム内で一意となる、自治体の乳幼児健診のID
※自治体の健康管理システムで既に利用しているIDでも可

Public Medical Hub (PMH)



自治体別乳幼児健診ID単体では、
自治体を跨ぐと重複する可能性があるため、
地方公共団体コードと組み合わせてPMH内で一意
となる乳幼児健診マスタIDを払い出して管理

機能の実装必須・オプション

第14次地方分権一括法案 母子保健課関係の概要

母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）

令和6年3月15日閣議決定
地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進
を図るための関係法律の整備に関する法律案
(第14次地方分権一括法案)
新旧対照表 抜粋

（支払基金及び連合会への事務の委託）

第八条の三 市町村は、第十二条第一項若しくは第十三条第一項の健康診査（次項において「健康診査」という。）又は第十七条の二第一項に規定する産後ケア事業（次項において「産後ケア事業」という。）の対象者に係る情報の収集若しくは整理又は利用若しくは提供に関する事務の全部又は一部を社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）による社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。及び国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）に委託することができる。

（略）

3 市町村は、第一項の規定により事務を委託する場合は、他の市町村と共同して委託するものとする。

参考資料

妊婦健康診査について



根 拠

- 母子保健法第13条(抄)

市町村は、必要に応じ、妊産婦又は乳児若しくは幼児に対して、健康診査を行い、又は健康診査を受けることを勧奨しなければならない。

妊婦が受診することが望ましい健診回数

※「妊婦に対する健康診査についての望ましい基準」(平成27年3月31日厚生労働省告示第226号)

- ① 妊娠初期より妊娠23週(第6月末)まで : 4週間に1回
 - ② 妊娠24週(第7月)より妊娠35週(第9月末)まで : 2週間に1回
 - ③ 妊娠36週(第10月)以降分娩まで : 1週間に1回
- (※ これに沿って受診した場合、受診回数は14回程度である。)

公費負担の現状(令和5年4月現在)

- 公費負担回数は、全ての市区町村で14回以上実施
- 里帰り先での妊婦健診の公費負担は、全ての市区町村で実施 (※令和4年4月現在)
- 助産所における公費負担は、1, 690の市区町村で実施(1, 741市区町村中) (※令和4年4月現在)

公費負担の状況

- 平成19年度まで、地方交付税措置により5回を基準として公費負担を行っていたが、妊婦の健康管理の充実と経済的負担の軽減を図るため、必要な回数(14回程度)の妊婦健診を受けられるよう、平成20年度第2次補正予算において妊婦健康診査支援基金を創設して公費負担を拡充。
- 平成22年度補正予算、平成23年度第4次補正予算により、積み増し・延長を行い公費負担を継続。(実施期限:平成24年度末まで)
- 平成25年度以降は、地方財源を確保し、残りの9回分についても地方財政措置により公費負担を行うこととした。

乳幼児健康診査(1歳6か月児健診・3歳児健診)について

※平成17年度に一般財源化(地方交付税措置)

- 市町村は、1歳6か月児及び3歳児に対して、健康診査を行う義務があるが、その他の乳幼児に対しても、必要に応じ、健康診査を実施し、また、健康診査を受けるよう勧奨しなければならない。

○ 根 拠 (母子保健法)

第12条 市町村は、次に掲げる者に対し、厚生労働省令の定めるところにより、健康診査を行わなければならない。

- 1 満1歳6か月を超えて満2歳に達しない幼児
- 2 満3歳を超えて満4歳に達しない幼児

第13条 前条の健康診査のほか、市町村は、必要に応じ、妊娠婦又は乳児若しくは幼児に対して、健康診査を行い、又は健康診査を受けることを勧奨しなければならない。

1歳6か月児健診

○ 健診内容

- ① 身体発育状況
- ② 栄養状態
- ③ 脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無
- ④ 皮膚の疾病的有無
- ⑤ 齒及び口腔の疾病的有無
- ⑥ 四肢運動障害の有無
- ⑦ 精神発達の状況
- ⑧ 言語障害の有無
- ⑨ 予防接種の実施状況
- ⑩ 育児上問題となる事項
- ⑪ その他の疾病的有無

- 受診人数(受診率) 819,139人 (96.3%)

3歳児健診

○ 健診内容

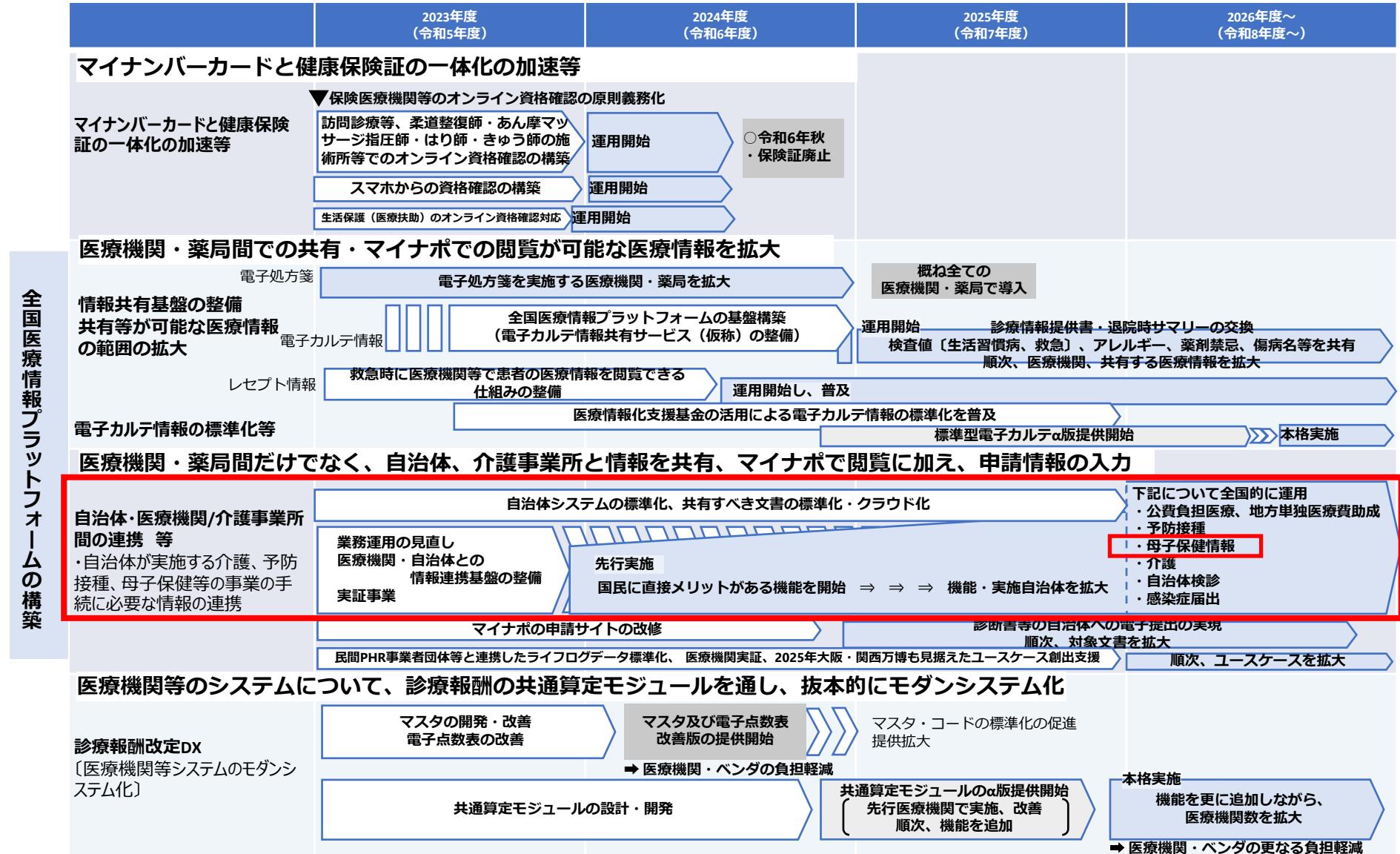
- ① 身体発育状況
- ② 栄養状態
- ③ 脊柱及び胸郭の疾病的有無
- ④ 皮膚の疾病的有無
- ⑤ 眼の疾病的有無
- ⑥ 耳、鼻及び咽頭の疾病的有無
- ⑦ 齒及び口腔の疾病的有無
- ⑧ 四肢運動障害の有無
- ⑨ 精神発達の状況
- ⑩ 言語障害の有無
- ⑪ 予防接種の実施状況
- ⑫ 育児上問題となる事項
- ⑬ その他の疾病的有無

- 受診人数(受診率) 875,482人 (95.7%)



健診内容は、厚生労働省令(母子保健法施行規則)で示す検査項目。

受診人数・受診率:厚生労働省「地域保健・健康増進事業報告」(令和4年度)による。



3. 里帰りをする妊産婦への支援

課題

- 里帰りの妊産婦にかかる健診情報や伴走型相談支援の情報が自治体間で十分に共有できていない
- 里帰りをした場合、母子保健サービスに係る手続きが煩雑

対策

里帰りをする妊産婦への支援

- Step1：自治体や子育て経験者に対する里帰りに関する実態やニーズを調査
- Step2：里帰りに係る情報連携のための制度改正
- Step3：住民、医療機関、自治体をつなぐ情報連携基盤※を活用した、里帰り妊産婦に係る母子保健情報の自治体間連携システムを整備
※ PMH: Public Medical Hub
- Step4：自治体システム標準化と連動しつつ、PMH導入自治体を拡大

効果

- 里帰り先と住民票所在地の自治体で母子保健情報がスムーズに共有され、切れ目のない支援を提供
- 里帰りをした場合も、煩雑な手続きを必要とせず、必要な支援が受けられる

プロジェクト	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
里帰りをする妊産婦への支援	自治体・住民実態調査 【こども家庭庁】	自治体間連携に関するPMHの機能追加・拡充 【こども家庭庁、デジタル庁】 制度改正 【こども家庭庁】	・PMH導入自治体拡大（自治体システム標準化と連動） ・必要に応じて更なるPMHの機能追加・拡充	R 8 年度～ 母子保健DXの全国展開